

定額自動送金依頼書

愛知県警察信用組合 御中

私名義の下記普通預金口座から次の金額を口座振替により引き落とし、私が指定した受取人の口座に振込みたいので、下記事項確約のうえ依頼します。

普通預金						
口座番号						
フリガナ						
お名前						○ お届印
ご連絡先	()		-		警電	

※下記全項目にご記入ください。

1. お申込区分 (○で囲んでください)

1	新規	新たに登録する場合
2	変更	登録内容を変更する場合
3	停止	次回振込を停止する場合
4	解除	最終回前に解除する場合

(太枠の中だけ記入してください)

2. 振込期間

開始・変更年月				最終年月			
令和	年	月		~	令和	年	月

※最終年月が未定の場合は、「9912」とご記入ください。

3. 毎月の振込日

お振込日		振込日が休日の場合		
毎月	日	1	翌営業日	月末日を指定する場合、「31」と記入してください
		3	前営業日	

※〔お願い〕月末日は、できるだけお避けください。

4. 毎月の振込金額

毎月のお振込金額				振込手数料	
百万		千	円		

※ボーナス時の指定はできません。

※〔手数料〕他金融機関宛て:300円, 当組合宛て:100円

5. 振込先金融機関・受取人名

金融機関名		支店名		お受取人名			
				フリガナ			
預金種目	口座番号			様			
01 普通							
02 当座							
04 貯蓄							

記

- 上記の取扱いについて、振込金額および振込手数料を指定預金口座から引落とすときは、普通預金規定にかかわらず普通預金通帳および同払戻請求書の提出はしません。
- 振込手数料は取扱いのつど振込金額と同時に指定預金口座から引き落としとしてください。なお、振込手数料が改訂されたときは、改定後の
- 上記振込日の貴組合が定める所定の時刻に指定預金口座の残高が、振込金額と振込手数料の合算額に満たないときは、私に連絡することなくその月の振込は取り止めたものとして取り扱ってさしつかえありません。
- この依頼に基づく取扱いについては、領収書等の発行は不要とします。
- 振込期間終了前にこの取扱いを解約するときは、別途解約届を貴組合に提出します。
なお、貴組合が必要と認めた場合は、この取扱いを私に通知することなく解約されても意義はありません。
- この取扱いについて紛議が生じても、貴組合の責によるものを除き貴組合に迷惑をかけません。

以上

※信用組合使用欄

検印	電算	受付

令和 年 月 日

定額自動送金依頼書

記入日を記載して下さい。

愛知県警察信用組合 御中

私名義の下記普通預金口座から次の金額を口座振替により引き落とし、私が指定した受取人の口座に振込みたいので、下記事項確約のうえ依頼します。

記入例

普通預金							
口座番号	0	1	2	3	4	5	6
フリガナ	ケイサツ タロウ						
お名前	警察 太郎 						
ご連絡先	(090)9999-9999 警電 〇〇〇-〇〇〇						

※下記全項目にご記入ください。

1. お申込区分 (〇で囲んでください)

① 新規	新たに登録する場合
2 変更	登録内容を変更する場合
3 停止	次回振込を停止する場合
4 解除	最終回前に解除する場合

(太枠の中だけ記入してください)

2. 振込期間

開始・変更年月				最終年月		
令和	年	月		令和	年	月
0	1	0	8	~	9	9
						12

※ 最終年月が未定の場合は、「9912」とご記入ください。

3. 毎月の振込日

お振込日		振込日が休日の場合	
毎月	16日	翌営業日	月末日を指定する場合、「31」と記入してください
	①	前営業日	

※〔お願い〕月末日は、できるだけお避けください。

4. 毎月の振込金額

毎月のお振込金額				振込手数料	
百万	千	円			
	1	0	0	0	300

※ ボーナス時の指定はできません。

※〔手数料〕他金融機関宛て:300円, 当組合宛て:100円

5. 振込先金融機関・受取人名

金融機関名		支店名		お受取人名			
三菱UFJ銀行		名古屋		フリガナ	ケイサツ ハナコ		
預金種目	口座番号			警察 花子 様			
① 普通	9	8	7				
02 当座	6	5	4				
04 貯蓄	3						

記

- 上記の取扱いについて、振込金額および振込手数料を指定預金口座から引落とすときは、普通預金規定にかかわらず普通預金通帳および同払戻請求書の提出はしません。
- 振込手数料は取扱いのつど振込金額と同時に指定預金口座から引き落としてください。なお、振込手数料が改訂されたときは、改定後の
- 上記振込日の貴組合が定める所定の時刻に指定預金口座の残高が、振込金額と振込手数料の合算額に満たないときは、私に連絡することなくその月の振込は取り止めたものとして取り扱ってさしつかえありません。
- この依頼に基づく取扱いについては、領収書等の発行は不要とします。
- 振込期間終了前にこの取扱いを解約するときは、別途解約届を貴組合に提出します。
なお、貴組合が必要と認めた場合は、この取扱いを私に通知することなく解約されても意義はありません。
- この取扱いについて紛議が生じて、貴組合の責によるものを除き貴組合に迷惑をかけません。

以上

※信用組合使用欄

検印	電算	受付